

美深町過疎地域持続的発展市町村計画

【令和3年度～令和7年度】

令和5年12月 4日 一部変更

令和7年 3月21日 一部変更

北海道中川郡美深町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 美 深 町 の 概 要	1
① 美深町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
② 美深町における過疎の状況	1
③ 美深町の世界経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 美深町行財政の状況	4
① 行 財 政 の 状 況	4
② 施設整備水準等の現況と動向	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	6
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	7
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7) 計 画 期 間	7
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	7
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1) 現 況 と 問 題 点	9
① 移住・定住	9
② 地域間交流	9
③ 人材育成	9
(2) そ の 対 策	9
① 移住・定住	9
② 地域間交流	9
③ 人材育成	10
(3) 事 業 計 画	10
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	11
3. 産業の振興	12
(1) 現 況 と 問 題 点	12
① 農 業	12
② 林 業	12
③ 商工業	13
④ 観光及びレクリエーション	13
⑤ チョウザメ産業	14

(2) そ の 対 策	14
① 農 業	14
② 林 業	14
③ 商工業	14
④ 観光及びレクリエーション	14
⑤ チョウザメ産業	14
(3) 事 業 計 画	15
(4) 産業振興促進事項	17
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
4. 地域における情報化	18
(1) 現 況 と 問 題 点	18
(2) そ の 対 策	18
(3) 事 業 計 画	18
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1) 現 況 と 問 題 点	19
① 道 路	19
② 交 通	20
(2) そ の 対 策	21
① 道 路	21
② 交 通	21
(3) 事 業 計 画	21
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
6. 生活環境の整備	24
(1) 現 況 と 問 題 点	24
① 水道施設	24
② 下水道施設	24
③ 廃棄物処理	25
④ 消防・救急	25
⑤ 公営住宅	26
⑥ 公園・緑地	26
⑦ 街灯等	27
⑧ 墓地・火葬場	27

(2) そ の 対 策	27
① 水道施設	27
② 下水道施設	27
③ 廃棄物処理	27
④ 消防・救急	27
⑤ 公営住宅	27
⑥ 公園・緑地	27
⑦ 街灯等	28
⑧ 墓地・火葬場	28
(3) 事 業 計 画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
(1) 現 況 と 問 題 点	30
① 子育て環境	30
② 高齢者支援	30
③ 障がい者支援	31
④ 地域福祉	31
⑤ 健康づくり	31
(2) そ の 対 策	31
① 子育て環境	31
② 高齢者支援	32
③ 障がい者支援	32
④ 地域福祉	32
⑤ 健康づくり	32
(3) 事 業 計 画	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
8. 医療の確保	34
(1) 現 況 と 問 題 点	34
(2) そ の 対 策	34
(3) 事 業 計 画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
9. 教育の振興	35
(1) 現 況 と 問 題 点	35
① 幼児教育	35
② 学校教育	35

③ 社会教育	37
④ スポーツ活動	37
(2) そ の 対 策	38
① 幼児教育	38
② 学校教育	38
③ 社会教育	39
④ スポーツ活動	39
(3) 事 業 計 画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
10. 集落の整備	42
(1) 現況と問題点	42
(2) そ の 対 策	42
(3) 事 業 計 画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
11. 地域文化の振興等	43
(1) 現況と問題点	43
(2) そ の 対 策	43
(3) 事 業 計 画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	44
(1) 現況と問題点	44
(2) そ の 対 策	44
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 現況と問題点	44
(2) そ の 対 策	44
(3) 事 業 計 画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	45

1. 基本的な事項

(1) 美深町の概要

① 美深町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は北海道の北部に位置し、稚内市と旭川市のほぼ中間にあつて、行政上は上川総合振興局管内にある。東は枝幸町、雄武町、西は幌加内町、中川町、南は名寄市、北は音威子府村に隣接し、面積は672.09km²、人口は4,036人（令和3年3月31日現在住民基本台帳）となっている。

地形は東部に北見山系、西部に天塩山系の山々が連なり、四囲は豊かな森林に恵まれ、総面積の85%が山林、原野で占められていて、耕地は天塩川とこれに注ぐ10余の河川に沿ってひらかれ、農林業を基幹産業として発展してきた。

気候は内陸的気候であり、冬は氷点下30℃を下回る一方で、夏は30℃を超え、春から夏にかけて乾燥し、秋は多雨、降雪は道内でも多雪地帯として特有な気象条件下にある。

本町の交通網は、町の中央を南北に縦貫するJR宗谷本線、国道40号及び国道40号名寄美深道路、幌加内町を経て札幌市に至る国道275号が走り、道々7路線は雄武町、枝幸町、中川町、名寄市などに接続しており、北・北海道交通網の要衝として重要な役割を担っている。

一方、国道、道々に接続して町内17の集落間を結んでいる町道274路線（実延長325.6km）については、毎年改良を進めており、整備状況は改良率64.8%（実延長211.0km）、舗装率36.0%（実延長117.2km）となっている。

多雪寒冷地帯である本町は、除排雪により冬期間の生活道路を確保し、除雪率は42.8%（実延長139.5km）となっている。

道北地域の医療、教育文化、情報流通の中心である中核都市旭川市までは、町の中心地から鉄路、あるいは陸路で約2時間で連絡し、社会的、経済的な結びつきは大きい。

② 美深町における過疎の状況

本町の人口は、昭和35年国勢調査の14,046人をピークに毎年減少の一途をたどり、昭和40年代から昭和55年までは急激に人口が減少、昭和45年過疎町の指定を受け、過疎対策、さらに地域振興のために各種の施策を講じてきた。昭和50年代後半から減少率が緩やかになったとはいえ、平成27年国勢調査では4,659人、令和2年10月1日現在の住民基本台帳では4,119人まで減少し、過疎の進行に歯止めがかかっていない。年齢別人口の推移を見ると、若年層の減少が顕著であり、出生率の低下と相まって本町過疎化の主因となっている。こうした出生率の低下や若年層の減少が高齢化率を押し上げ、農村地域の高齢化はより一層深刻化してきている。

本町では、これら過疎の進行状況と実態を踏まえながら、地域の活性化と持続的発展を目指して、基幹産業である農林業の基盤整備の推進や新規就農支援による担い手対策、上下水道施設・公営住宅等の生活基盤整備、公立小中学校校舎の改築・改修や学校給食センター建設による教育環境整備など、厳しい財政状況の中で、積極的に進めてき

たところである。

しかし、少子化や若者の町外流出によって地域の高齢化が進行し、地域全体の活力低下が大きな課題となっている。

③ 美深町の社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は、平成27年の国勢調査では、産業就業者数2,295人となっており、第1次産業が農林業、第2次産業が建設業、第3次産業は医療・福祉、卸売・小売業を主体とした構造となっている。産業別就業比率は、第1次産業23.8%、第2次産業12.3%、第3次産業63.9%となっており、平成17年国勢調査の第1次産業26.2%、第2次産業13.4%、第3次産業60.4%と比較すると、第1次産業と第2次産業の減少が進んでいる状況である。

基幹産業である農林業では、高齢化や担い手不足により、農家戸数や就業者の減少が進み、商業においても、インターネットなどによる通信販売の普及や近隣市の郊外大型店舗への消費の流出が進むなど、まちを取り巻く経済環境は厳しさを増しており、まちの特性をいかした産業の振興による特色あるまちづくりが求められている。

このことから、農林業においては生産基盤の整備や担い手の育成に努めるとともに、新たな産業化を目指して取り組むチョウザメの飼育、「びふか松山湿原」や「函岳」などの豊かな自然環境や多様な地域資源をいかした観光産業の振興など、まちの特性をいかした特色ある産業の振興を目指すとともに、高齢化社会に対応した生活基盤の整備や地域コミュニティ活動の活性化を図りながら、まちづくりを展開するものである。

(2) 人口及び産業の推移と動向

国勢調査による本町の人口は、昭和35年の14,046人をピークに減り続け、平成27年には4,659人、66.8%の減少率となっている。また、0歳から14歳の年少人口は91.5%減少している一方、65歳以上の高齢者人口は167%増加し、高齢者比率も37.1%まで増加するなど、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、令和27年には人口は2,095人、年少人口比率5.7%、高齢者人口比率52.9%になることが推計されており、2人に1人は高齢者になる社会が予想されている。

本町の産業は、冷涼な気候と肥沃な大地をいかした農業と豊富な森林資源をいかした林業の第1産業を主体として発展し、それに伴って第2次産業、第3次産業が発展してきた。しかし、人口の減少とともに産業人口も減少し続け、就業人口比率で見ると、昭和35年には、第1次産業55.9%、第3次産業24.9%であったのが、平成27年には第1次産業23.8%、第3次産業63.9%となっており、産業構造が大きく変化してきている状況にある。この要因としては、少子高齢化や都市部への若者の流出による後継者や担い手不足、他産地や輸入品との価格競争、経営コストの増加などによる経営環境の悪化、高齢化に伴う医療や福祉産業の伸展などが挙げられるが、基幹産業である農林業の振興は、まちの持続的な発展のためには不可欠である。

表 1－1（１）人口の推移（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実績	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率	実績	増減率
総 数	14,046	9,620	△31.5	7,103	△26.2	5,512	△22.4	4,659	△15.5
0～14 歳	5,041	2,367	△53.0	1,126	△52.4	631	△44.0	431	△31.7
15～64 歳	8,359	6,407	△23.4	4,723	△26.3	3,164	△33.0	2,495	△21.1
うち 15～ 29 歳(a)	3,605	1,927	△46.5	1,215	△36.9	760	△37.4	545	△28.3
65 歳以上 (b)	646	846	31.0	1,254	48.2	1,706	36.0	1,728	1.3
(a)/総数 若年者比 率	25.7	20.0	—	17.1	—	13.8	—	11.7	—
(b)/総数 高齢者比率	4.6	8.8	—	17.7	—	31.0	—	37.1	—

表 1－1（２）人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所推計）

（単位：人）

区 分	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
	実績	推計					
総 数	4,659	4,132	3,672	3,231	2,826	2,450	2,095
0～14 歳	431	358	292	232	185	146	119
15～64 歳	2,499	2,070	1,820	1,575	1,354	1,099	867
65 歳以上	1,729	1,704	1,560	1,424	1,287	1,205	1,109

表 1－1（３）産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	増減率	実績	増減率
総 数	6,685	4,941	△26.1	3,882	△21.4	2,780	△28.4	2,295	△17.4
第 1 次産業 就業人口比 率	55.9	32.7	—	29.5	—	26.2	—	23.8	—
第 2 次産業 就業人口比 率	19.2	31.0	—	25.1	—	13.4	—	12.3	—
第 3 次産業 就業人口比 率	24.9	36.3	—	45.4	—	60.4	—	63.9	—

(3) 美深町行財政の状況

① 行財政の状況

地方分権の進展や社会経済情勢の変化に伴い、住民ニーズや行政サービスが多様化する中で、地方公共団体は限られた財源と職員数で最大限の効果を上げられるよう健全で効果的な行政経営が求められている。

本町では、行政経営を総合的かつ計画的に推進するための総合計画を策定し、豊かで美しい自然環境など地域特性をいかした農林業や観光産業の充実、住民が安心して暮らすための基盤整備、地域コミュニティ活動の充実など、活力あるまちづくりを目指して取組を進めてきた。

しかし、少子高齢化や若者の町外流出は更に進み、地域や産業を支える担い手の不足が大きな課題であるのに加え、近年の異常気象による農作物への影響や自然災害の発生、新たな感染症の流行など、住民の生活や経済に深刻な影響を与えている。

本町の財政状況は、職員定数の適正な管理や施策評価による事業の検証と見直し、民間委託・指定管理者制度の推進、広域行政の推進など、経費の節減に努めるとともに、町税の適正な賦課・徴収、ふるさと納税制度の活用など、自主財源の確保に努めてきたが、令和元年度の財政力指数は0.16と依然として低く、歳入の多くを地方交付税に依存している状況である。

今後は、施設の老朽化や災害対策、高齢者への対応など、補修や建替に必要な費用の増加が見込まれるが、住民ニーズの的確な把握に努め、住民が安心して暮らすことができるまちを目指し、第6次美深町総合計画実施計画との整合性を図りながら、持続可能な行財政運営に努め、安定した財政基盤の確立を図る必要がある。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,264,335	5,275,820	5,666,105
一般財源	3,633,560	3,663,909	3,580,555
国庫支出金	1,728,535	331,389	339,887
都道府県支出金	186,143	271,555	216,835
地方債	378,454	342,746	622,914
うち過疎対策事業債	88,900	162,500	529,900
その他	337,643	666,221	905,914
歳出総額 B	5,915,729	4,802,343	5,271,558
義務的経費	1,686,824	1,608,840	1,721,496
投資的経費	2,257,100	672,592	732,348
うち普通建設事業	2,231,546	550,595	715,307
その他	1,971,805	2,520,911	2,817,714
過疎対策事業費	217,007	404,241	1,036,501
歳入歳出差引額 C (A-B)	348,606	473,477	394,547
翌年度へ繰越すべき財源 D	36,853	80,850	96,600
実質収支 C-D	311,753	392,627	297,947

財政力指数	0. 1 5	0. 1 4	0. 1 6
公債費負担比率	9. 9	10. 4	13. 4
実質公債費比率	—	—	6. 2
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	62. 9	64. 4	74. 0
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4, 734, 041	5, 331, 482	5, 335, 807

② 施設整備水準等の現況と動向

道路関係は、町道実延長325.6kmのうち改良済延長211.0km、舗装済延長117.2kmとなっており、今後も整備が必要であるとともに、老朽化が進む道路や橋の計画的な整備・補修が必要である。

学校施設は、小学校、中学校の改修や建替、学校給食センターの建設など、安心して学べる環境の整備を進めてきた。今後は、施設の適切な維持管理が必要である。

給水施設は、ほぼ全町において整備が進んでおり、今後は、老朽化が進む施設や排水管等の修繕や更新、量水器の取替えなど計画的に進める必要がある。

下水道については、終末処理場などの機械・設備等の計画的な改修を進めるとともに、合併処理浄化槽についても適正な維持管理により設備の長寿命化に取り組む必要がある。

福祉施設については、公立の幼児センターと児童館、公設民営による特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどのほか、民間による児童養護施設や障がい者支援施設、グループホーム、ケアハウスなどが整備されている。今後は、人口減少や高齢化の進行の状況などを把握しながら、適正な施設の管理と老朽化する施設の改築・改修を進める必要がある。

医療施設については、美深厚生病院が町内唯一の病院であり、住民が安心して医療サービスを受けられる体制を維持するためには、必要な支援と協力を継続する必要がある。

表1－2（2）主要公共施設の整備状況（公共施設状況調査）

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率(%)	19.8	42.4	59.7	63.4	64.8
舗装率(%)	6.8	18.6	29.2	34.3	36.0
農道					
延長(m)	—	—	—	1,000	0
耕地1ha当たり農道延長(m)	0.2	4.8	4.8	0.2	—
林道					

延 長 (m)	-	-	-	5,454	0
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.6	3.1	4.3	5.1	-
水道普及率 (%)	62.7	90.0	99.8	98.9	99.4
水洗化率 (%)	0.9	7.6	78.5	86.8	91.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	10.8	14.0	10.6	12.7	12.5

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町においては、住民が安心して暮らすための生活基盤の整備や地域の特性をいかした産業の振興など、まちの活性化を目指して各種施策に取り組んできたが、若者を中心とした人口の流出、高齢化の進行、地域社会や産業を支える担い手の不足など、多くの課題が解決できていない。

こうした中、本町では、住民と行政が連携し、次代に誇りを持って引き継ぐまちをつくりあげていくための指針として、第6次美深町総合計画を策定し、「未来へ続く笑顔あふれるまち美深」を将来像に定め、その実現に向けた5つの基本目標を掲げ、各種施策を推進し、まちの持続的発展を目指す。

【基本目標 1】人と自然が調和する快適で安全なまち

美しい自然環境や生物多様性の保全、環境衛生の充実を図るとともに、道路交通網や住環境の整備、消防・防災・防犯、消費生活対策などを推進し、誰もが安全・安心を実感できるまちづくりを進める。

【基本目標 2】地域産業の新たな飛躍へ挑戦するまち

基幹産業である農林業の積極的な振興、地域に根ざした商工業の育成・強化、魅力ある観光地づくり、チョウザメの飼育技術確立による事業化、就労対策・労働環境の充実により、地域経済の活性化を進める。

【基本目標 3】次代を生き抜く力と豊かな心を育むまち

子どもたちの「生きる力」と豊かな心を育む教育、自然をいかした特色ある教育に取り組むとともに、住民の心豊かで健やかな生活を目指し、生涯学習や芸術文化、スポーツに親しめる環境の整備を進める。

【基本目標 4】健やかに安心して暮らせるまち

住民の健康づくりや安心して医療サービスを受けられる医療体制の充実を図るとともに、安心して子育てできる環境の充実、地域包括ケアシステムの構築を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【基本目標 5】みんなでつくる自立したまち

住民一人ひとりがまちの将来を考え行動する住民参画によるまちづくりを目指すとともに、美深町との関わりを持つ関係人口の創出による地域の活性化、効率的な行政経営を推進し、健全な財政基盤の確保に努めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本目標に基づく基本目標は以下のとおりとする。

項目	基準値	目標値	説明
合計特殊出生率	1.36 (2015)	1.66 (2025)	美深町人口ビジョン による目標値
人口減少の抑制	△7.9% (2020-025)	△6.0% (2020-025)	

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、計画の達成状況について毎年度、行政評価の手法を活用して評価するとともに、評価結果を町広報誌やホームページで周知する。

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

美深町公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な方針は、以下のとおりとなっている。

① 公共施設総量の縮減と適正化

- ・今後の人口減少や構造の変化により厳しい財政状況となることが見込まれる。限られた財源を有効に活用するため、単独施設での整備は原則行わず、「施設の複合化・集約化による機能維持向上」を基本として、保有する公共建築物の総床面積を20年間（2016年～2035年）で14%縮減を目標とする。2036年以降については、人口動向や財政状況等を考慮し、計画内容の見直しと合わせて目標値を設定する。
- ・複合化・集約化による余剰施設で、築30年以上が経過し行政として利用目的がなく売却が見込めない場合は「取り壊し」を基本とする。
- ・将来の人口や財政状況等の推移を見ながら、近隣市町村施設の活用や施設の共同設置による「施設総量の適正化」を進める。

② 予防保全型修繕の導入による財政負担の軽減と長寿命化

- ・これまでは、施設に異常が発見されてから対処する事後保全を中心に行ってきたが、財政負担の軽減と平準化及び施設の長寿命化の視点に立ち、躯体と設備を分離した管理方法と予防保全型修繕の導入による維持管理基本サイクルを構築し、ライフサイクルコストの低減を図る。
- ・利用頻度の高い施設については、耐震化の必要性を確認し、安全性の確保を行う。ただし、耐震改修には多額の費用がかかるため実施については十分な検討を行う。
- ・インフラ施設においては、すでに策定済みの計画に基づき、長寿命化を進め財政負担の軽減を図る。

③ 官民連携の推進

- ・ 公共施設の建設は行政で行うという考え方を見直し、民間事業者の有するノウハウや資金を導入するなど、施設サービス水準の維持向上と効果的な公共施設運営を行う。

本計画においては、美深町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

都市部から地方への新たな人の流れを創るためには、まちの魅力を広く発信し、都市部からの移住希望者を増やすことが必要であることから、広域連携による情報発信や移住体験住宅の整備などの対策を進めてきたが、実際の移住に結びついた例はまだ少ない。地域おこし協力隊制度の活用やふるさとへの想いを持つ若者の育成による将来のUターンの推進など、取組の強化が必要である。

② 地域間交流

姉妹町である福岡県添田町やSUBARUを通じた群馬県太田市などとの文化的・経済的な交流、都市部に住む美深町出身者などで組織するふるさと会との交流を通じて、関係人口を創出するとともに、広い視野を持つ人材の育成のための取組を進めてきた。ふるさと会については会員の高齢化、若い世代の取り込みが課題となっている。

③ 人材育成

職種や年代を超えた若者同士の交流活動や研修への参加、特産品開発の取組支援などを通じて、将来のまちづくりを担う人材の育成を進めてきた。

また、地域を支えるコミュニティ活動は、全町17の自治会を中心に行われてきたが、少子高齢化や人口減少に伴い、近所づきあいの希薄化や地域を支える担い手の減少が進み、活動の停滞が懸念されている。自治会は、行政との連絡調整や地域意見の取りまとめなど、地域住民を代表する役割も担ってきたことから、地域活動の停滞は行政に与える影響も少なくない。

(2) その対策

① 移住・定住

移住・定住を進めるためには、まちへの関心を高め、関わりを持つ関係人口を増加させることが重要であることから、多様なツールを活用したまちの魅力の発信と移住体験を推進するとともに、地域おこし協力隊などの制度を活用した行動力のある人材の受入を推進する。

また、ワーケーションなど新たな人の流れづくりやまちへの愛着を持つ若者のUターンの促進など、移住者を増やすための対策について検討を進める。

② 地域間交流

これまで築いてきた姉妹町や友好都市、ふるさと会など多様な分野での人的・経済的交流活動を継続し、まちの活性化を図るとともに、関係人口の創出を目指す。

③ 人材育成

若者の交流活動や研修会への参加を促進し、まちの将来を考え積極的にまちづくりに参画する人材を育成し、まちの活性化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・ 定住・地 域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業 移住・定住	移住定住推進対策事業 【事業内容】 ①移住体験住宅運営 ②広域市町村と連携した観光・移住PR 【必要性】 人口減少抑制には町外からの移住者が不可欠 【効果】 移住体験を通じてまちへの理解を深め、移住促進を図る。また、近隣町村との連携により情報発信が強化できる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである
		地域支援対策事業 【事業内容】 地域おこし協力隊・集落支援員の活用による地域の活性化 【必要性】 地域活性化には町外から人材を呼び込み、新たな視点でのまちづくりが必要 【効果】 地域の活性化と同時に定住人口の増加が図られる	町	
	地域間交流	地域交流活動推進事業 【事業内容】 添田町、太田市、SUBARUとの人的・経済的交流 【必要性】 地域の活性化には人的・経済的なネットワークの構築によるまちおこし・関係人口の創出が必要 【効果】 交流促進により、経済の活性化・人材の育	町	

		成が図られる		
	人材育成	地域人材育成事業 【事業内容】 若手住民を対象に、先進地等への研修に係る費用を助成 【必要性】 先進事例を学び、広い視点でまちづくりを考えるための機会づくりが必要 【効果】 新たな知識の取得に加え、異業種・異世代間の住民の繋がり拡大が図られる	町	
	その他	産学官連携活性化事業 【事業内容】 産学官が連携したチョウザメ飼育事業の推進 【必要性】 各々の専門知識の融合により、チョウザメの飼育技術の向上が図られる 【効果】 チョウザメの飼育技術が向上するとともに、地域資源のブランド化や観光振興、交流人口拡大も期待できる	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、美深町公共施設等総合管理計画及び各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、稲作、畑作、酪農畜産の3形態を中心に、生産性の向上と安全・安心な農畜産物の生産、農村環境の保全や農地の有効利用など、持続可能な農業の実現に向けた取組を展開してきた。

しかし、高齢化や後継者不足に伴う農家戸数の減少と人口減少に伴う労働者不足、施設・設備の老朽化、農畜産物の輸入自由化や食料消費構造の変化、異常気象や有害鳥獣被害の増加など、農業を取り巻く環境は大きく変化し続け、厳しさを増している。

こうした中で、持続可能な農業を実現するためには、農業経営の安定・向上を図るとともに、担い手の育成と確保に努め、担い手への農地の集積、農業生産基盤の整備、スマート農業の推進や農畜産物の高付加価値化など、地域の特性をいかした強い農業の確立が必要である。

表2-1 (1) 農業就業者数及び農家戸数の推移（農林業センサス）（単位：人、戸）

区 分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
農業就業者数	774		675		538		424		357	
農家戸数	355		308		235		186		158	
専 業	170	47.9%	148	48.1%	118	50.2%	108	58.1%	86	54.4%
第1種兼業	121	34.1%	100	32.4%	87	37.0%	49	26.3%	48	30.4%
第2種兼業	64	18.0%	60	19.5%	30	12.8%	29	15.6%	24	15.2%

② 林業

本町の森林面積は、57,704 haで町面積の約85%を占めており、この恵まれた森林資源を背景に、林業は重要な産業として町の発展に大きな役割を果たしてきた。

しかし、木材価格の低迷や林業生産経費の高騰、林業従事者の高齢化や後継者不足など、林業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、林業生産活動や森林整備の停滞が懸念される。

こうした中で、森林産業を活性化し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するためには、水源かん養機能や二酸化炭素の吸収・貯蔵などの多面的・公益的な機能を高める森林整備促進や林業生産基盤の強化を図る必要がある。

表2-1 (2) 森林面積（平成30年度北海道林業統計）（単位：ha）

道 有 林	町 有 林	私 有 林	国有林	合 計
51,662	1,002	5,038	1	57,704

③ 商工業

本町の商業は、人口減少、景気低迷、公共投資減少に加え、インターネットなどによる通信販売の普及や町外への消費の流出、後継者不足による空き店舗の増加など、複合的な要因により、商店数、従業者数、年間販売額は減少を続けており、経営環境は厳しさを増している。

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある店舗づくりとともに、地産地消やインターネットの活用、担い手となる人材の育成・確保など、商店街の賑わいを再生し地域を元気づけることが必要である。

本町の工業は、地場資源を活用した木材・木製品製造業や食料品製造業などの事業所が立地している。いずれも小規模企業であり、従業員の高齢、担い手不足など、厳しい状況に置かれている。

こうした中で、企業の活力を高めるためには、新事業開発や人材育成の取組を促進するとともに、景気浮揚と雇用機会の確保を図るために企業誘致を推進する必要がある。

表 2－1（3）事業所数、従業者数、製品出荷額等（令和元年工業統計調査）

事業所数（事業所）	従業者数（人）	製品出荷額等（万円）
6	44	71,674

表 2－1（4）年間販売額の推移と商店数、従業者数の推移

区 分	昭和 63 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 28 年
年間商品販売額（百万円）	9,212	7,525	7,451	7,762	5,317	5,451
従業者数（人）	574	386	335	336	249	274
小売店数（店）	127	96	86	82	63	58

（H19 までは商業統計調査。H24・28 は経済センサス調査）

④ 観光及びレクリエーション

本町では、びふかアイランドや松山湿原、天塩川、トロッコ王国美深など多くの観光資源や、地域の特性をいかした体験型観光を推進し、観光客の誘致に努めている。

既存資源のさらなる魅力向上、食や自然環境をいかした新たな観光資源の発掘、周辺自治体と連携した道北地域のブランディングを図るとともに、観光産業を支える人材の育成が必要である。

表 2－1（5）観光客の入込状況（北海道観光入込客数調査）（単位：千人）

区 分	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度
観光客入込数	434.6	419.3	399.7	414.3	435.4

⑤ チョウザメ産業

チョウザメの飼育施設を整備するとともに北海道大学大学院水産科学研究院及び水産学部と包括連携協定を締結し、技術指導を受けるなど、ふ化及び飼育技術の確立による安定生産を目指す取組を進めている。

まちの新たな産業として活性化に繋げるためには、安定生産を実現させ、キャビアや魚肉加工品など、魅力ある商品の開発と消費拡大を推進することが必要である。

(2) その対策

① 農業は、新規就農者や後継者など担い手の育成・確保、環境保全にも配慮した安全安心な農畜産物の生産、生産基盤の整備や労働力確保による経営基盤の安定強化、スマート農業の推進による品質・生産性の向上や省力化、直売所や農家レストランなどの開設による地域の活力向上と魅力発信への取組を支援するとともに、景観形成や地域コミュニティの形成など、環境保全や魅力ある農村づくりを推進する。

② 林業は、森林の持つ水源かん養機能や二酸化炭素の吸収・貯蔵など、多面的・公益的な機能を高めるため、森林の計画的な保全と育成による適切な森林整備を促進するとともに、北海道や森林組合、林業事業体と連携して施業の共同化、担い手の育成、機械化の促進などを計画的に進め、林業生産基盤の強化、林産業の活性化を推進する。

③ 商工業は、商工会や金融機関などと連携した経営分析や各種支援制度の活用、後継者の育成や事業承継支援による経営基盤の強化、農業や観光との連携による地域資源を活用した新商品や新サービスの開発促進、魅力ある店舗づくりや住宅の改修・新築支援、創業支援や企業誘致による地域経済の活性化を推進する。

④ 観光は、既存観光施設の適切な維持管理に努めるとともに、観光協会による地域観光のマネジメント機能の強化を図り、本町でしか味わえない食や自然をいかした体験型観光の開発、幅広い産業や周辺市町村との連携による情報発信や観光ルートの開発など、魅力ある観光地づくりによる観光客の誘致を推進する。

⑤ チョウザメ産業は、飼育環境を整備するとともに、北海道大学やさけます・内水面水産試験場などとも連携した飼育研究を更に進め、飼育技術の確立によるチョウザメ製品の安定生産と販売、事業化による雇用の拡大、経済の活性化を目指す。チョウザメとキャビアのまち美深として広くPRし認知度を高め、観光や移住など、地域の活性化を推進する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農業	小規模土地改良事業 暗渠明渠整備	町	
		農業農村整備事業 (道営) 管路工 L=2,693m 橋梁添架 2 箇所 推進工 3 箇所 測量試験費 1 式 用地補償費 1 式	道	
		草地整備事業 草地畜産基盤整備事業、草地畜産基盤整備事業、農地耕作条件改善事業	町	
	林業	町有林造林保育事業 造林、下刈、間伐等	町	
		民有林造林保育事業 造林、下刈、間伐等	町	
		林道網整備事業 民有林路網整備事業、町有林路網雑木除去事業	町	
		林業経営強化事業 林業機械等整備事業等	町	
	(4) 地場産業 の振興	チョウザメ振興事業 施設建設 (水槽ハウス、親魚水槽、 餌保管施設、加工所施設) 備品購入 (ブロー、加工用備品) 車輛購入 (トラック) 施設等運営費	町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	新規就農者等補助事業 【事業内容】 営農実習助成金、経営自立安定補助金等 【必要性】 収入の少ない新規就農予定者や経営が不安定な新規就農者への支援は、安心して実習や農業経営を営むためには必要な支援である 【効果】 安定的な新規就農者の確保及び就農後の経営の安定化が図られる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである

	商工業・ 6次産業化	農畜産物販路拡大PR事業 【事業内容】 農畜産物の販路拡大・PR、 加工品開発等 【必要性】 農畜産物の販路拡大や地産地消、加工 品開発など、安定生産や有利販売に繋 がる取組が必要である 【効果】 有利販売による収益向上や知名度 向上が図られ、魅力ある農業の実現 に繋がる	町	
		快適な住まいづくりと商工業振興事業 【事業内容】 ①住宅新築・改修、新エネルギー工事 補助 ②住宅解体補助 ③店舗近代化補助 【必要性】 まちの活性化のためには、住宅整備支 援による定住の促進、店舗整備による 消費者の取り込みが必要 【効果】 住環境の整備と定住の促進、魅力ある 店舗づくりによる商工業の振興、住宅 関連産業をはじめとした地域経済の活 性化が図られる	町	
		商店街活性化事業 【事業内容】 プレミアム商品券発行事業補助 【必要性】 地元商店街での買い物機会づくりと 住民の生活支援 【効果】 地元消費による商店街の経営安定化 と住民の暮らしの安定化が図られる	町	
		商工業担い手支援事業 【事業内容】 経営安定補助金、人材育成奨励金等 【必要性】 収入の少ない新規開業予定者や経営が 不安定な新規開業者への支援は、安心 して技術習得や経営を営むためには必 要な支援である 【効果】 安定的な新規開業者の確保及び開業後 の経営の安定化が図られる	町	

	観光	観光PRとイベント支援事業 【事業内容】 観光振興及びイベント支援事業 【必要性】 観光客を誘致するためには、まちのPRや新たな観光資源の発掘、魅力あるイベント開催が必要である 【効果】 観光事業の充実と観光客誘致により、地域産業の活性化が図られる	町	
	(11) その他	地域担い手育成事業	町	
		農業後継者育成事業	町	
		農業雇用確保対策事業	町	
		畜産クラスター関連事業	町	
		がんばる美深農業支援事業	町	
		商工会活動支援事業	町	
		中小企業支援事業	町	
		企業誘致促進事業	町	
		観光推進体制支援事業	町	
		魅力ある観光地づくり推進事業	町	
		観光施設運営事業	町	
		地域活動活性化促進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
美深町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、美深町公共施設等総合管理計画及び各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現状と問題点

本町は、町内全域に光ファイバーを敷設し、全戸に防災情報端末機を設置して災害時等における緊急情報の伝達のほか日常生活におけるコミュニティ情報を配信している。同時に放送難視聴地域に対するテレビ放送の再送信を行うとともに、光ファイバーを民間電気通信事業者に賃貸することで、高速インターネット環境が整備され、町内における情報格差が解消された。また、令和2年からは個人のスマートフォンアプリでも防災端末機の情報を受けることが可能になり、停電時の対策が図られた。

今後は、様々な分野での高速情報通信網の活用に向けた普及啓発を推進するとともに、情報の漏洩など、セキュリティ対策の強化に向けた取組が必要である。

(2) その対策

住民と行政、住民同士の情報伝達など、様々な場面で情報通信基盤を効果的に活用して住民生活の質や利便性の向上を図るとともに、情報通信基盤の適切な維持管理やICT技術の進化に対応した基盤の整備を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	地域情報通信システム運営事業 防災情報端末機維持管理	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、美深町公共施設等総合管理計画及び各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町は旭川と稚内を結ぶ国道40号と国道275号を基軸に、町東部を走る主要道々美深雄武線により道路幹線網が形成されている。国道40号は道北の動脈路として町内を南北に23.8kmが縦貫しており、また国道275号は道央と道北を結ぶ路線として町内延長18.1kmを有している。また、国道40号名寄美深道路（延長22.8km）の開通など、高規格道路の整備も進んでいるが、緊急搬送や災害時の交通網確保のためにも、北海道縦貫自動車道の早期開通に向けて要望活動を継続していく必要がある。

道道は7路線62.4kmのうち改良済56.7km（90.9%）舗装済56.7km（90.9%）となっており、全線の早期改良舗装と交通安全施設の整備が必要である。

町道は274路線325.6kmのうち改良済延長210.9kmで改良率64.8%、舗装済延長は117.1kmで舗装率36.0%となっており、全道及び上川管内の整備水準と比較して整備は遅れている。

特に農村地域の農道については未改良が多く、幅員が狭く、路盤軟弱のため通行車両、農業機械の大型化、交通量の増加などに伴う、安全面確保や凍害などによる破損も多く、引き続きその整備が急務となっている。

橋りょうについては、天塩川をはじめ大小10余の河川があり、橋りょう数も多く、国道2路線18橋、道道7路線36橋、町道にかかる109橋の全てが永久橋となっており、その改良率は100%である。

また、本町は、豪雪寒冷地帯であるため、適切な除排雪体制の確保や除排雪機械の計画的な更新により、冬期間における安定的な生活路線の確保に努める必要がある。

表3-1 (1) 道路、橋りょうの現況（令和2年4月1日現在）

■町道の現況

（単位：m）

道路種別	道路数	総延長	重用延長	実延長	改良・未改良 内 訳		歩道設置 延べ延長
					改良済	未改良	
1級	20	74,856	1,046	73,810	48,571	25,239	7,050
2級	36	57,903	1,363	56,541	42,708	13,833	15,936
その他	218	201,752	未供 61 6,420	195,271	119,692	75,579	24,479
計	274	334,511	未供 61 8,829	325,622	210,971	114,651	47,465

(単位：m)

道路種別	路面別実施延長内訳					橋りょう		
	未舗装道	舗 装 道				箇所数		延 長
		セメント	アスファルト		計	計	内 木橋	
			高級	簡易				
1 級	47,337	384	6,020	20,069	26,473	26		546
2 級	29,567	290	4,189	22,495	26,974	26		470
その他	131,556	512	9,300	53,903	63,715	57		750
計	208,460	1,186	19,509	96,467	117,162	109		1,766

■ 道道の現況

(単位：m)

名 称	実延長	改良済延長	未改良延長	舗装済延長	未舗装延長	橋りょう数
美深雄武線	27,044	27,044	0	27,044	0	18
美深中川線	14,535	8,760	5,775	8,760	5,775	5
美深中頓別線	6,252	6,252	0	6,252	0	6
〈主要道道計〉	47,831	42,056	5,775	42,056	5,775	29
美深名寄線	96	96	0	96	0	1
紋穂内停車場線	1,088	1,088	0	1,088	0	1
班溪美深停車場線	10,418	10,418	0	10,418	0	4
智恵文美深線	2,998	2,998	0	2,998	0	1
〈一般道道計〉	14,600	14,600	0	14,600	0	7
合 計	62,431	56,656	5,775	56,656	5,775	36

■ 国道の現況

(単位：m)

名 称	実延長	改良済延長	未改良延長	舗装済延長	未舗装延長	橋りょう数
一般国道 40 号線	23,786	23,786	0	23,786	0	9
一般国道 275 号線	18,074	18,074	0	18,074	0	9
合 計	41,860	41,860	0	41,860	0	18

② 交通

本町の公共交通機関は、稚内から旭川を結ぶＪＲ宗谷本線をはじめ、名寄市と本町を結ぶ路線バスや札幌市と本町を結ぶ都市間バス、市街地を巡回するデマンドバスなどがあり、高齢者や障がい者、学生などの交通弱者にとっては、通学や通院など、日常生活に欠かせない移動手段となっている。しかし、自家用車の普及や人口減少に伴い利用者は減少しており、令和３年３月には利用の少ない農村部の３つの駅が廃止されるなど、厳しい運営状況となっている。

今後は、住民ニーズを把握しながら住民が安心して生活するために必要な公共交通の確保に努める必要がある。

表 3－1（2）バス路線の状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

路線名	区間	運行回数	運行距離	備 考
恩根内線	名 寄～美深～恩根内	名 寄行 8 便 恩根内行 8 便	37 km	名士バス(株)
仁宇布線	美深～仁宇布	5 往復	27 km	名士バス(株)
フレンドバス	市街地(南・東・北)	1 0 便	15.8 km	美深町有償運送
斑溪吉野線	美深～斑溪～吉野	6 便	8.5 km	美深町有償運送 (スクールバス)
玉川線	美深～泉	5 便	18.9 km	美深町有償運送 (スクールバス)
楠清水線	恩根内～楠～清水	3 便	24 km	美深町有償運送 (スクールバス)
(報徳線)	(恩根内～報徳)	(運休)	(10.6 km)	美深町有償運送 (スクールバス)
都市間バス	美深～札幌	1 往復	227 km	宗谷バス(株)

（2）その対策

- ① 住民の日常生活や経済活動に欠かせない社会基盤である道路交通網を確保するため、町道の整備や橋りょう等の長寿命化を進めるとともに、国道や道道、北海道縦貫自動車道の整備 促進に向けて、関係自治体とも連携した取組を推進する。

冬期間における安全・安心な道路を確保するため、国・道・町が一体となって適切な除排雪に努めるとともに、除排雪機械の計画的な更新を推進する。

- ② 高齢者や学生などの交通弱者に必要な公共交通を確保するため、住民ニーズの把握による利便性の向上と利用者の増加を図るとともに、公共交通事業者や関係自治体と連携を図りながら必要な公共交通の確保を推進する。

（3）事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道施設整備事業 町道補修、排水改修、区画線補修、 標識整備、道路橋りょう施設保全 業務、 1 4 線道路補修工事 L=200m	町	
		幹線道路整備事業 8 線道路 L=110m 北 1 丁目道路 L=300m 東 3 条道路 L=500m 北 4 丁目道路 L=300m	町	

	橋りょう	住宅地区道路整備事業 小川団地道路 L=185m 南5丁目仲通 L=140m 南8丁目仲2通 L=133m 南7丁目仲2通 L=85m 大通東裏通り L=142m	町	
		橋りょう長寿命化事業 計画策定・設計、点検、修繕	町	
	(8) 道路整備 機械等	除雪対策事業 歩道ロータリー、除雪ドーザー	町	
	(9) 過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	地域公共交通運行事業 【事業内容】 市街地フレンドバス、仁宇布線デマンドバス、生活交通路線恩根内線、デマンド型乗合タクシーの運行支援 【必要性】 住民に必要な移動手段である公共交通機関を維持する必要がある 【効果】 公共交通機関の維持により、住民が安心して暮らせる環境づくりが図られる	町	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである
		恩根内駅維持管理事業 【事業内容】 恩根内駅存続のための維持管理 【必要性】 恩根内駅を存続するためには町が費用負担する必要がある 【効果】 地域の駅があることにより、地域コミュニティの活性化が図られる	町	
		廃駅に伴う通学費用補助 【事業内容】 駅廃止に伴う高校生への通学費補助 【必要性】 駅廃止に伴うバス通学転換により、通学費用が増えた高校の交通費用を補助し、安心して通学できる環境をつくる必要がある 【効果】 通学費用負担を減らし、安心して通学できる環境づくりが図られる	町	
	(10) その他	交通ターミナル管理事業 管理運営、屋上防水工事、美幸の鐘 機器改修	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【美深町公共施設等総合管理計画及び個別計画における施設類型ごとの基本方針】

○施設類型：インフラ施設

○施設名称：道路・橋りょう

○基本方針：毎年、「総合計画」及び「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な改修工事の実施により保全を行っている。今後も計画的な工事等の実施によりライフサイクルコストの縮減を図るとともに、道路利用者の安全性と快適性を確保する。

○施設類型：その他

○施設名称：交通ターミナル、恩根内駅

○基本方針：交通ターミナルなど、町内外の人々が日常的に使用する公共交通関連施設は、計画的な維持管理による長寿命化を進める。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

本町の水道は、簡易水道2施設、営農飲雑用水施設等8施設からなっており、中央簡易水道は、市街地を中心としてその周辺の東、南、敷島地区の全区域と吉野地区の一部に給水しており、令和2年3月末現在、給水戸数2,019戸、給水人口3,609人となっている。また、水道施設では、浄水施設として緩速濾過池4池、配水施設として配水池2池・配水管等延長約50,308mにより給水を行ない、施設の部分改修、機械の修繕・更新、配水管の更新、量水器取替などの施設整備を行っている。

北部簡易水道事業は、昭和62年9月に美深地区農村総合整備モデル事業により北部営農飲雑用水施設が完成し、西里・紋穂内・大手・報徳・恩根内・楠・小車・富岡の182戸、給水人口289人に給水をしている。

その他地域の給水施設については、農村基盤総合整備事業などで玉川地区他7地区に利用組合の維持管理による施設が整備されており、水道普及率は99.4%となっている。

今後も水源の保全と良質な水の確保に努めるとともに、老朽化した施設の改修や適切な維持管理に努め、住民生活の基本となる清浄で安全な水の安定的供給に努めるため、継続して水道施設の整備を図っていかねばならない。

美深町水道施設の状況

(単位：m³)

施設名	設置年度	日最大給水量	給水区域	備考
①美深町中央簡易水道施設	昭和41年度	1,750	市街地・敷島・吉野・斑溪・紋穂内・南・東・辺溪	特別会計(法適用)
②美深町北部簡易水道施設	昭和62年度	880	富岡・西里・報徳・大手・恩根内・東北・楠・紋穂内の一部・小車	特別会計(法非適用)
③清水地区飲料水施設	昭和37年度	87	清水	
④吉野地区飲料水共同施設	昭和52年度	30	吉野	
⑤斑溪高台地区営農用水施設	昭和53年度	68	斑溪高台	
⑥斑溪地区飲雑用水施設	昭和54年度	34	斑溪	
⑦紋穂内地区簡易給水施設	昭和58年度	37	紋穂内	
⑧仁宇布地区営農飲雑用水施設	昭和58年度	108	仁宇布	
⑨川西地区営農飲雑用水施設	昭和61年度	150	川西	
⑩美西地区営農飲雑用水施設	平成元年度	60	玉川・泉・六郷	

② 下水道施設

本町では、快適で衛生的な生活環境づくりのため、市街地には公共下水道を、農村部については個別排水処理施設（合併浄化槽）を整備している。下水道の普及により個別排水処理施設は減少しているが、し尿処理の効率化を図るために、名寄地区衛生施設

事務組合による汲み取り、運搬、処理体制の継続に努めなければならない。

今後は、施設の長寿命化に向けた設備の修繕や更新、適切な維持管理に努めるとともに、必要な財源の検討や確保を図る必要がある。

表 6－1（１）下水道及び個別排水事業基本計画の概要

項 目	下 水 道 計 画	個 別 排 水 計 画
行政区域面積	672.09 km ²	
都市計画区域面積	470 ha	
用途地域面積	229.1 ha	
下水道計画目標年次	令和 7 年	平成 17 年
下水道計画区域面積	251.5 ha	10,700 ha
下水道計画処理人口	2,710 人	850 人
排 除 方 式	分流式	浄化槽 190 基
汚水処理 計画汚水量	最大 1,870 m ³ /日	
計 画 処理方式	オキシデーションディッチ	合併浄化槽

③ 廃棄物処理

ごみ処理については、環境と調和した循環型社会の構築を目指し、ごみの資源化や再利用の促進など、ごみの減量化に向けて、行政・事業者・地域住民が一体となった取組が求められている。

本町においても、ごみの分別収集によるごみの再資源化を目指し、分別収集の徹底やごみ袋の有料化、家庭用小型家電の回収などを進め、埋立ごみの処理量は減少している。

ごみ処理施設については、近隣 4 市町村（名寄市、美深町、下川町、音威子府村）で組織する名寄地区衛生施設事務組合において広域処理を進めており、炭化ごみは、炭化センター（名寄市）、粗大ごみや一般ごみは、名寄地区広域最終処分場（名寄市）において、それぞれ適切に処理している。

今後は、分別収集の徹底、資源ごみのリサイクル推進はもとより、ごみの減量化、再資源化に関する啓発活動を推進するとともに、老朽化が進む施設や機械の計画的な更新、廃止した塵芥焼却炉の解体などを進めていく必要がある。

④ 消防・救急

本町の消防・救急は、上川北部 5 市町村（名寄市、美深町、下川町、中川町、音威子府村）で組織する上川北部消防事務組合を設置し、美深消防署と美深消防団が連携して住民の生命、身体、財産を守るため、日々活動している。

消防団員については高齢化や入団者不足により定員を下回る状況にあることから、人員の確保に努め、地域消防力の強化を図る必要がある。（令和 2 年 4 月 1 日現在消防団員数 65 名（定員 80 名））

近年、高齢化や核家族化の進展、多様化する自然災害など、消防を取り巻く環境は厳しさを増しており、各種災害に的確に対応するため、消防施設や車両、資器材の充実・強化、人材の育成を計画的に進める必要がある。

救急業務については、少子高齢化の進展により出動件数はやや増加傾向にあるため、救急隊員の技術向上や住民に対する応急手当の普及啓発など、体制の整備・充実を進める必要がある。

表 6－1（2）主な消防設備等（令和 2 年 4 月 1 日現在）

施設等	保有数	施設等	保有数
水槽付消防ポンプ自動車	1 台	作業車	1 台
小型ポンプ付水槽車	2 台	消火栓	88 本
消防ポンプ自動車	3 台	防火水槽	33 基
小型動力ポンプ	3 台	消防無線 固定局・基地局	10 局
救急自動車	1 台	消防無線 移動局	14 局
救命艇	1 艘	消防無線 携帯局	10 局
救命艇用ボートトレーラー	1 台	緊急通報システムセンター機器	1 台
消防用指揮車	1 台	緊急通報システム端末機	100 台
防災車	1 台		

⑤ 公営住宅

少子高齢化や人口減少が進む中で、高齢世帯や子育て世帯など、その状況に応じた住環境の整備が求められている。

本町の公営住宅については、美深町公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な維持管理、計画的な改修や建替を進めるとともに、住宅性能や住環境の向上を図っている。

表 6－1（3）公営住宅の現況（令和 2 年 4 月 1 日現在）（単位：戸）

戸数	住宅形式			
	2DK	2LDK	3DK	3LDK
226	31	46	106	43

⑥ 公園・緑地

本町には、美深公園「望の森」や森林公園「びふかアイランド」、「菊丘公園」、「ふれあい公園」や COM100 公園「リフレッシュ広場 21」など多くの公園緑地がある。公園緑地は住民の生活に安らぎや潤いを与え、自然とのふれあいや人々の交流の場であることから適正な維持管理に努める必要がある。

⑦ 街灯等

街灯、防犯灯、交通安全灯は、夜間における歩行者、自動車の交通安全、さらには防犯上の対策として重要な役割を果たしている。

今後も、住民の安全確保はもとより、環境にも配慮しながら、施設の適正な維持管理に努める必要がある。

⑧ 墓地・火葬場

本町では、公営の墓地6か所（美深霊園、仁宇布、川西、玉川、泉、大手）と、火葬場（びふか葬苑）を設置している。

今後も、住民の重要な施設として、適切な維持管理や計画的な改修に努める必要がある。

（２）その対策

① 水道施設は、清浄で安全、かつ、安定した水の供給に向けて、水源の保全や建物・設備等の長寿命化、老朽化した配水管等の計画的な更新を推進するとともに、給水人口の減少が見込まれる北部簡易水道の中央簡易水道への統合など、効率的な運営による経営の安定化に向けた取組を推進する。

② 下水道施設については、衛生的な住環境と水質汚濁を防止するため、終末処理場などの機械・設備や管渠等の計画的な改修を推進するとともに、効率的な運営や使用料の改定などに取り組み、経営の安定化を図る。

③ ごみの減量化を図るため、３Ｒ運動（ごみをつくらない、繰り返し使う、再生利用する）を推進するとともに、施設等の維持管理や計画的な更新を進め、ごみ処理体制の充実を図る。

また、４市町村の広域連携で管理運営している炭化センターが老朽化していることから、後継施設の整備を進める。

④ 住民の安全・安心な生活を確保するため、専門知識や高度な技能を持った消防職員や高度救命処置に対応する救急隊員を育成するとともに、消防施設や車両、資器材等の適正な維持管理と計画的な更新を進める。

また、消防団活動が円滑に遂行できるよう、消防団員の募集や装備の充実などに取り組む。

⑤ 美深町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適正な維持管理、計画的な改修や建て替えを進め、快適性や安全性の向上、適正な管理戸数の確保に努める。

⑥ 公園や緑地は住民の生活に安らぎや潤いを与え、自然とのふれあいや人々の交流の場で

あることから適正な維持管理に取り組む。

⑦ 街灯等については、住民の安全を確保するとともに環境にも配慮しながら、適正な維持管理に努める。

⑧ 霊園・墓地・葬苑については、住民が利用しやすい環境を整備するため、施設の適正な維持管理や老朽化する施設の改修を進める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設	中央簡易水道事業 量水器取替、菊丘浄水場施設修繕・ 維持管理、市街地漏水調査、配水管更 新工事、給水管布設工事、事業変更届 出書作成業務	町	
	簡易水道	北部簡易水道事業 量水器取替、恩根内浄水場維持管理・ 改修工事、固定資産調査業務、公会計 移行支援業務		
	その他	給水施設改修事業 配水連絡管整備、簡易ポンプ施設設置、 遠方監視装置整備		
	(2) 下水処理 施設	下水道事業 浄水管理センター機械設備等改修工 事、マンホールポンプ所機械設備等改 修工事、実施設計等委託業務、ストック マネジメント計画・下水道全体計画 等策定業務、公共下水道施設修繕、合 併浄化槽維持管理業務、固定資産調査 業務、公会計移行支援業務	町	
	(3) 廃棄物処 理施設	循環型社会推進事業 ごみ収集運搬、ごみ埋立処分場管理、 資源再生化、炭化ごみ・し尿処理・一 般廃棄物埋立処理ごみ埋立処分場広域 整備、焼却施設等負担金	町 事務組 合	
	(4) 火葬場	びふか葬苑等運営事業 管理運営、火葬炉修繕	町	
	(5) 消防施設	消防設備維持管理 消防庁舎設備の整備、消防車両更新、 消防資機材更新 消防指令装置及びデジタル無線機器運営 指令装置・無線設備機器更新	町	

	(6) 公営住宅	公営住宅長寿命化事業 西団地再生事業 公営住宅改修・改善 公営住宅等設備更新	町	
	(8) その他	資源再生化事業 リサイクルセンター運営事業分別、 中間処理等委託事業車両等更新	町	
		公園緑地管理事業 公園維持管理業務、屋外健康器具整備、 公園施設改修、	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【美深町公共施設等総合管理計画及び個別計画における施設類型ごとの基本方針】

○施設類型：インフラ施設

○施設名称：上・下水道施設

○基本方針：浄水管理センターは、予防保全型修繕による長寿命化を進め、財政負担の軽減を図る。上水道管については、「上水道長寿命化計画」に基づき定期的な調査・点検により長寿命化を図る。下水道管については、「公共下水道事業長寿命化計画」に基づいた定期的な調査・点検を行い、予防保全型維持修繕等による長寿命化により財政負担の軽減を図る。

○施設類型：その他

○施設名称：びふか葬苑

○基本方針：予防保全を主体とした設備保守により、施設が長期間維持できるよう維持管理を進める。

○施設類型：行政系施設

○施設名称：美深消防署

○基本方針：適正な保守により施設機能を長期間維持できるよう管理する。

○施設類型：公営住宅

○施設名称：南団地、東団地、ひまわり団地、つくし団地、しらかば団地、西団地、新ひまわり団地

○基本方針：「美深町住環境整備推進計画」に基づき、人口動向に応じた必要戸数の確保と、老朽住宅の計画的な解消による持続可能な整備を進める。

○施設類型：供給処理施設

○施設名称：リサイクルセンター

○基本方針：予防保全を基本とした維持管理を進める。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境

少子高齢化や共働き世帯の増加、核家族化、地域での人間関係の希薄化、経済的に困難な状況にある世帯における子供の貧困など、社会の変化にともない、子育て環境は大きく変化している。

このような中、「美深町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援策を展開しているが、少子化対策の取組はもとより、子育てを地域全体で支援していく気運を高め、安心して子供を産み・育てられる環境をつくることが求められている。

本町では、「認定こども園美深町幼児センター」において、利用者の多様なニーズに対応した保育を実践するとともに、未就園児・保護者が交流する子育て支援室や遊びの広場などを開設し、子育て支援の拠点として保育の充実を図っている。

また、児童虐待やひとり親家庭、障がい児への支援については、要保護児童対策地域協議会を中心に各関係機関と連携して取り組み、児童虐待の未然防止や早期発見に努めている。

② 高齢者支援

本町では、65歳以上の高齢者人口は4割を超え、およそ4人に1人が75歳以上の高齢者であり、全国及び全道と比較しても高齢化率は非常に高い状況となっている。少子化、人口減少が進行する中でこのような傾向は今後も続き、ひとり暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者世帯の増加が予想される。

このような状況の中で、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいをもって暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの推進や介護関連施設の整備、サービス基盤の強化を図るとともに、介護人材の確保が課題となっている。

また、特別養護老人ホームについては、老朽化が進んでいることから、施設整備を進める必要がある。

表7-1 (1) 高齢化の進行状況(国勢調査) (単位: %)

年次別	65歳以上人口比率			75歳以上人口比率		
	全国	全道	本町	全国	全道	本町
昭和45年	7.1	5.8	6.9	2.1	1.6	2.0
昭和55年	9.1	8.1	11.9	3.1	2.6	4.0
平成2年	12.0	12.0	17.7	4.8	4.5	7.5
平成7年	14.5	14.8	21.3	5.7	5.6	8.6
平成12年	17.3	18.2	25.7	7.1	7.3	10.5
平成17年	20.1	21.5	31.0	9.1	9.7	15.1

平成 22 年	23.0	24.7	34.0	11.1	12.2	19.0
平成 27 年	26.6	29.1	37.1	12.8	14.3	21.9

③ 障がい者支援

本町における障がい者手帳所持者数（令和 2 年度末）は、身体障がい者 223 人、知的障がい者 71 人、精神障がい者 25 人となっている。本町には、高等養護学校や知的障がい者施設などもあることから、多くの障がい者が地域で自立した生活を送っており、社会参加への意欲の高まりが見られる一方、高齢化による障がいの重複化など、新たな課題も生じてきている。障がい者が、能力や適性に応じて住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供や相談支援体制の整備をする必要がある。

④ 地域福祉

地域のつながりの希薄化などにより、地域の中で培われてきた相互扶助機能の低下が懸念される中、地域が抱える課題やニーズは増加・多様化しており、地域福祉の重要性は増している。

本町では、社会福祉協議会が地域福祉活動の中心的役割を担っており、各種在宅サービスの実施や「ふれあい広場」「住民自治福祉大会」の開催、ボランティアの育成推進など、民生委員・児童委員や自治会とも連携して取組を進めている。

今後も、すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支え合うまちづくりを推進する必要がある。

⑤ 健康づくり

健康であることは、充実した生活を送るための基盤であり、住民一人ひとりが自分の健康は自分でつくるという意識を持って健康管理に取り組むことが必要である。

本町においては、健康の増進、生活習慣病や感染症の予防、疾病の早期発見と治療など、正しい知識の普及と予防医療を推進するため、健診や各種検診の実施、保健師・栄養士による健康教育・栄養相談・訪問指導など住民自ら健康を保持増進していくための支援を進めている。

今後は、相談体制の充実や健診・検診の受診率向上に取り組むとともに、健診等の情報を有効に活用した健康施策に取り組む必要がある。

（２）その対策

- ① 安心して子供を産み・育てられ、子育てを地域全体で支援する環境をつくるため、幼児教育・保育の拠点となる幼児センターの円滑な運営に努めるとともに、様々な分野の関係機関が連携して妊娠から子育てまで切れ目のない子育て支援に取り組む「子育て世代包括支援センター」を設置する。

- ② 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、シルバー人材センターでの就労や老人クラブでの活動の支援による社会参加、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、福祉・介護人材の育成・確保による安定的なサービス提供体制の確保に努める。

また、老朽化する特別養護老人ホームの建替や認知症対応型グループホームの追加整備などを推進する。

- ③ 障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉・医療サービスの充実、相談体制の強化を図るとともに、障がい者への正しい理解を深める啓発活動を推進する。

- ④ 社会福祉協議会の活動支援や自治会を中心とした地域の助け合い、支え合いによる地域福祉を推進し、すべての住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

- ⑤ すべての住民が自分の健康は自分でつくるという意識を持って健康管理に取り組めるよう、健診等の受診率の向上とその情報を活用した健康の保持増進、相談体制の充実を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	幼児センター運営事業 幼児センター運営 駐車場造成・園庭・園庭柵改修工事	町	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業 建設・解体事業	町	
	(9) その他	高齢者等生活支援事業	町	
		地域密着型サービス事業所整備事業	町	
		人材育成・確保対策事業	町	
		地域福祉人材育成確保事業	町	
		社会福祉施設等冷房整備事業	社福	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【美深町公共施設等総合管理計画及び個別計画における施設類型ごとの基本方針】

○施設類型：子育て支援施設

○施設名称：幼児センター

- 基本方針：施設の安全性を第一とした管理、設備保全を中心とした維持管理により維持管理経費の縮減に努める。
- 施設類型：保健・福祉施設、医療施設
- 施設名称：特別養護老人ホーム
- 基本方針：将来の老年人口や地域の実情を考慮した施設のニーズを把握し、移転新築などを視野に入れ、時代に適合した施設整備に向けた管理を進める。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療施設は、令和2年度末現在、病院が1か所、診療所が2か所、歯科診療所が1か所あり、住民の健康管理や地域医療に重要な役割を果たしている。特に、美深厚生病院については、一般病床52床に加え、訪問看護ステーション「きたいっしょ」や美深町老人デイサービスセンター「やすらぎ」を運営し、地域医療の中心を担っている。

また、広大な道北地域における救急患者の救命率の向上、地域医療格差の是正を図るため、平成21年10月から救命救急センターである旭川赤十字病院においてドクターヘリの運用が開始、さらに平成27年8月には名寄市立総合病院にも救命救急センターが設置されるなど、広域的な緊急医療体制の整備が進んでいる。

一方で、医師の高齢化による民間診療所の閉所や医療人材不足、高度化する医療に対応するための施設や機器の整備など、地域医療を確保するためには様々な課題がある。

(2) その対策

安定的な地域医療を確保するため、開業医の誘致、医療人材の確保、広域緊急医療体制の確保に努めるとともに、地域医療の中心となる美深厚生病院の運営支援や医療機器の整備を進める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の 確保	(1) 診療施設 病院	美深厚生病院運営支援事業 美深厚生病院運営支援補助金 美深地域訪問看護ステーション運営事業 補助金 美深厚生病院医療機器整備事業補助金	町	
	(4) その他	地域医療・福祉体制整備事業 保健師等養成修学資金等貸付金 広域第2次救急医療事業 地域医療確保対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、美深町公共施設等総合管理計画及び各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

本町では、幼児センターにおいて、0歳から就学前の乳幼児の一体的な教育・保育を実施している。幼児期は、基本的な生活習慣や態度、人との関わりなどを身に付ける重要な時期であり、子どもたちが心身ともに健やかに明るく成長できる環境をつくるとともに、子育ての悩みや不安を抱えた保護者が孤立しないよう、家庭・地域・行政が連携し、まち全体で子どもを育てる環境を整備する必要がある。

表9-1 (1) 幼児センター入園児数推移（学校基本調査）（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
0 歳	0	1	2	1	2	4
1 歳	13	8	8	9	7	9
2 歳	16	16	13	11	9	13
3 歳	30	27	27	15	22	20
4 歳	27	33	31	25	13	20
5 歳	35	27	35	29	25	16
計	121	112	116	90	78	82

② 学校教育

グローバル化や情報化の進展、環境問題の深刻化、経済社会構造の変化など、子ども達を取り巻く環境が変化する中、教育においても学習指導要領が改訂されるなど大きな転換期を迎えており、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱のバランスある育成を通じ、自らが考え主体的に行動できる力、思いやりや心豊かな人間性と健やかな体を育む教育活動の充実が求められている。

本町には、令和2年5月1日現在、小学校が2校、中学校が2校あり、合わせて270名の児童生徒数がある。自ら学び、考え、行動する力を養い、確かな学力と体力の向上に努めるとともに、情報化や国際理解教育への対応、特別支援教育、山村留学制度の推進など、多様な教育の充実に努めてきた。特に山村留学については、令和2年度に仁宇布小中学校の新校舎が完成するなど、町民の理解と地域支援の下、全国から児童生徒を受け入れ、人間性豊かな児童生徒育成の取組を進めている。

また、スクールバスの運行や安全安心な教育環境の整備、学校施設の適切な維持管理、学校給食など、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努めている。

今後、児童生徒数の減少が予想されるものの、地域特性をいかした教育の充実、安心して学べる環境づくり、魅力ある高等学校づくりなど、まちの実態に即した特色ある教育を推進し、次代を担う人材を育成していく必要がある。

1 (2) 学校別学級数、児童、生徒数の推移（学校基本調査）

（単位：組、人）

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
美深小学校	学級数	9	11	11	12	12	12
	児童生徒数	154	174	178	173	171	164
仁宇布小学校	学級数	4	3	3	3	4	4
	児童生徒数	10	8	8	7	10	10
美深中学校	学級数	6	5	5	5	5	5
	児童生徒数	106	89	88	87	86	83
仁宇布中学校	学級数	2	3	3	3	2	2
	児童生徒数	10	12	12	11	10	13

表 9－1（3）公立学校施設の概要（公立学校施設台帳）

■美深小学校

区 分		面 積 等
校 舎		4,468 m ² （鉄筋コンクリート造）
	建設年度別内訳	昭和 51 年 3,233 m ² 平成 20 年 1,235 m ²
屋内体育館		967 m ² （鉄筋コンクリート・鉄骨その他造）
	建設年度別内訳	昭和 52 年 967 m ²

■仁宇布小中学校

区 分		面 積 等
校 舎		803 m ² （木造）
	建設年度別内訳	令和 2 年 803 m ²
屋内体育館		517 m ² （鉄骨その他造）
	建設年度別内訳	平成元年 517 m ²

■美深中学校

区 分		面 積 等
校 舎		3,260 m ² （鉄筋コンクリート造）
	建設年度別内訳	昭和 49 年 1,339 m ² 平成 26 年 1,921 m ²
屋内体育館		1,241 m ² （鉄骨その他造）
	建設年度別内訳	平成 5 年 1,241 m ²
学校給食センター		509 m ² （鉄筋コンクリート造）
	建設年度別内訳	平成 26 年 509 m ²

③ 社会教育

子どもから高齢者まで、すべての住民が生涯をとおして豊かに学び、自己を高め、学びの成果を社会の中でいかすことができる社会教育の環境づくりが求められている。

本町では、文化会館COM100を活用して各種学級や講座などの学習機会を提供し、生涯学習活動の活発な展開を図っている。また、多様な家庭環境のニーズに対応するため、児童館をはじめとして、子どもたちが安心して放課後や休日を過ごせる居場所づくりを進めるとともに、子どもの安全を守るため、青少年育成協議会と連携した見守り活動や青少年の健全育成を進めている。

今後は、住民のライフスタイルに応じた多様な学習機会の提供や、次代を担う指導者の育成、学習活動内容の充実を図るとともに、社会教育推進体制の強化が必要である。

表9-1（4）主な社会教育団体（令和2年4月現在）（単位：団体、人）

団 体 名	単位団体数	会 員 数
美深町青少年育成協議会	37	—
美深町PTA連合会	4	302
美深町文化協会	20	335
美深町郷土研究会	—	29
COMカレッジ110美深大学	—	278

表9-1（5）主な社会教育施設

名 称	単位数	設置年月日
児童館	1	昭和43年11月
文化会館COM100	1	平成10年7月
（文化ホール）	（1）	
（郷土資料室）	（1）	
（図書室）	（1）	
郷土博物館分館『伝承遊学館』	1	平成14年10月

④ スポーツ活動

住民の健康志向の高まりを背景に、子どもから高齢者まで幅広い年代において多様なスポーツを楽しむ人が増えており、本町では、町民大運動会をはじめとする各種大会や教室の開催など多くの運動機会の提供に努めている。また、住民が気軽にスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブ「NPO法人びふかスポーツクラブ」が設立され、様々なスポーツ事業を展開している。

さらに、北海道教育大学や仙台大学と相互協力協定を締結し、子どもたちの体力・運動機能向上に向けた取組を実施している。

人口減少や高齢化による各種大会への参加者やスポーツ指導者の減少、老朽化が進むスポーツ施設の改修や設備の更新が課題である。

表 9 - 1 (6) スポーツ関係施設

名 称	面 積	施 設 内 容	設置年月
町民体育館	m ² 延 3, 220	アリーナ 37m×37m (1, 369 m ²) 小体育室 458 m ²	昭和 55 年 3 月
町営球場	31, 617	両翼 90m センター115m	昭和 46 年 6 月
町営プール	1, 276	大 25m×15m×1. 2m (内底上 25m×4m×0. 7m) 小 6m×15. m×0. 5m	昭和 50 年 7 月
美深スキー場	54, 000	スロープ 400m チェアーリフト 289. 61m 夜間照明 11 基・ロッジ エアリアルコース (F I S 公認) 物置 (別棟) 38. 88 m ²	昭和 42 年 10 月 平成 7 年 2 月 平成 18 年 12 月 平成 21 年 10 月
学校体育館施設開放		体育館 3	
弓道場		9. 4m×39. 1m× 3 人立	昭和 59 年 7 月
町営テニスコート	4, 900	準天候型 4 面	昭和 62 年 10 月
相撲土俵		鉄骨上屋付	昭和 63 年 7 月
北町ゲートボール場	2, 946	4 面・トイレ	平成 3 年 10 月
ゴルフ練習場		20 打席 200m	平成 3 年 11 月
運動広場	69, 705	ソフトボール場 2 面 (1 面夜間照明) ジョギングコース トラック 1 周 300m パークゴルフコース (36 ホール) 休憩施設・トイレ 資材庫 木造平屋建 52. 99 m ²	平成 4 年 11 月 平成 21 年 8 月

(2) その対策

① 幼児教育

子どもたちの健やかな成長と安心して子育てできる環境をつくるため、幼児センター職員の資質の向上と施設・設備の適切な維持管理に努め、教育・保育環境の充実を図る。

② 学校教育

ア) 自ら考え主体的に行動できる力を養い、思いやりや心豊かな人間性を育む教育をとおり、「生きる力」を育成する。

イ) 山村留学をはじめとした各学校の魅力ある学習活動を進めるとともに、自然や産業、身近な人材をいかした特色ある教育を推進する。

ウ) 基礎・基本の確実な習得による学力と体力の向上を基本とし、英語教育や I C T を活用した情報教育を推進する。

エ) 学校及び関連施設の適切な管理やスクールバスの運行、地元食材を使った学校給食の

提供、老朽化する施設・設備の計画的な更新により、安心して学べる環境づくりを推進する。

- オ) 保護者や地域からの意見を学校運営に反映させるとともに、子どもや学校が抱える課題を地域で解決するため、コミュニティ・スクールを充実し、地域と一体となった学校づくりを推進する。
- カ) 特別な支援を必要とする児童生徒が安心して教育を受けられるよう、特別支援員による活動支援を行なうとともに、社会生活で必要となる知識や技能、態度など、自立するための基礎となる力の育成により特別支援教育の充実に努める。
- キ) 高等学校の活力ある教育活動の展開と地域特性をいかした特色ある学校づくりを支援する。

③ 社会教育

- ア) 美深の子どもは町民みんなで育てるという意識のもと、家庭・地域が連携して教育を推進する。
- イ) 子どもたちが安心して放課後や休日を過ごせるよう、児童館をはじめとした子どもの居場所づくりを推進する。
- ウ) 住民の誰もが生涯をととして学び続けることができるよう、各種講座や学習環境の充実、文化団体やサークル活動の支援に努めるとともに、図書室の蔵書の充実や利用しやすい環境の整備に努める。
- エ) 子どもの安全を守るため、青少年育成協議会と連携した見守り活動と青少年の健全育成を推進する。
- オ) 各団体の次代を担う指導者の養成、リーダーの発掘・育成に努める。

④ スポーツ活動

- ア) 魅力あるスポーツイベントの開催に努め、スポーツの力で元気なまちづくりを推進する。特に、エアリアルを中心とした冬季スポーツの推進においては、大会や合宿の誘致、選手の発掘・育成など、関係機関と連携して事業を推進する。
- イ) 美深スポーツ協会やNPO法人びふかスポーツクラブなど団体への支援を通じてスポーツ活動を推進するとともに、「こどもスポーツ未来基金」を有効に活用し、幼児から高校生まで、スポーツ活動に係る幅広い支援に努める。
- ウ) 住民が安全で快適にスポーツを楽しめるよう、老朽化が進むスポーツ施設の計画的な改修や設備の更新に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1) 学校教育 関連施設 校 舎	学校施設整備 仁宇布小中学校（校舎解体、外構整備、 体育館非構造部材耐震化等改修） 美深小学校（体育館非構造部材耐震化等改修）	町	
	スクールバス ・ボート	スクールバス事業 運営事業（4路線） スクールバス更新（玉川線）	町	
	その他	教育環境整備 教育用情報端末、教師用パソコン、図書等 関連施設整備 山村留学受入施設整備・改修	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 体育施設	体育施設運営事業 体育施設管理運営、美深スキー場業務委託 美深スキー場索道施設、町民体育館改修工事	町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 生涯学習・ スポーツ	冬季スポーツ事業の推進 【事業内容】 冬季スポーツ事業の推進 【必要性】 エアリアルを中心とした冬季スポーツ競技の 普及と大会誘致、選手・指導者の育成によ り、スポーツの振興を図る 【効 果】 エアリアルを中心とした冬季スポーツの振興 により、スポーツによるまちづくりが図られ る	町	当該施 策は地 域の持 続的発 展に資 するも のであ り、そ の効果 は将来 に及ぶ もので ある
	(5) その他	山村留学推進事業	町	
		学校給食運営事業	町	
		特別支援教育推進事業	町	
		高等学校教育推進事業 美深高等学校卒業生奨学金 美深高等学校教育振興協議会負担金	町	
		放課後健全育成事業	町	
		生涯学習環境整備事業	町	
		青少年健全育成事業	町	
		こどもスポーツ未来基金事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【美深町公共施設等総合管理計画及び個別計画における施設類型ごとの基本方針】

○施設類型：学校教育系施設

○施設名称：美深小学校、美深中学校、仁宇布小中学校、学校給食センター

○基本方針：学校施設は、児童生徒などの学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も担う重要な施設である。平成21年度には美深小学校、平成26年度には美深中学校の耐震化も含めた改修・改築を実施。また、学校給食センターも建設した。今後は適正な保守により施設機能を長期間維持できるよう管理する。仁宇布小中学校は、昭和42年度建築で既に耐用年数を経過した老朽化した校舎であり、耐震基準も満たしていない状況にある。今後の山村留学制度の継続など、将来的な学校のあり方について方向性を検討し、施設の整備方針を決定していく必要がある（令和2年度、仁宇布小中学校校舎建設）。各学校の体育館は、当面は維持管理を進めていくが、改修等の検討が必要である。

○施設類型：スポーツ施設

○施設名称：町民体育館、町民プール、運動広場、美深スキー場、町営球場、町営テニスコート、北町ゲートボール場、ゴルフ練習場

○基本方針：スポーツ施設については、平成26年度に町民プールの改修を実施。町民体育館については床張替など大規模改修を実施したが、老朽化が進んでいるため、耐震化を含めた大規模改修の検討を進める必要がある。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、行政機関や福祉、医療、文化、スポーツ施設などは市街地に集中し、その周囲に農村集落が点在している。

市街地・農村部には合わせて17の自治会があり、自治会を中心に地域コミュニティ活動が行われている。地域担当員の配置やコミュニティセンターの整備など、安心して活動できる環境の整備を図っているが、人口減少や近所づきあいの希薄化、自治会活動の担い手不足などが進み、活動の停滞が懸念されている。

今後は、新規就農者の受入や地域おこし協力隊の活用などにより集落の活性化を図るとともに、自治会の統合や活動の見直しなどの検討を進める必要がある。

(2) その対策

地域の特性をいかした活動が持続できるよう、地域担当員による活動支援に努めるとともに、住民一人ひとりが将来の地域の在り方について積極的に考えるよう地域計画の策定や更新を支援する。また、老朽化が進むコミュニティセンターの計画的な改修を進める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の 整備	(2) 過疎地域 持続的発 展特別事 業 集落整備	がんばる自治会支援事業 【事業内容】 自治会が地域計画に基づき実施する事業 及び安全安心な環境づくり事業を支援 【必要性】 地域の活性化を図るためには自治会活動 を支援する必要がある 【効 果】 自治会活動の支援により、地域課題の解 決や地域コミュニティ活動の活性化が図 られる	町	当該施 策は地 域の持 続的発 展に資 するも のであ り、そ の効果 は将来 に及ぶ もので ある
	(3) その他	自治会活動推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、美深町公共施設等総合管理計画及び各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術文化活動や郷土の歴史に触れることは、心の豊かさとふるさとへの郷土愛を育む上で重要な役割を果たしている。

本町では、文化会館COM100を拠点として、各文化団体による多様な活動が展開されるとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会が提供されており、今後も優れた芸術文化に触れる機会をつくっていく必要がある。

また、郷土資料は、先人たちが築いてきたまちの歴史であり、郷土愛を育むためにも、まちの貴重な財産として次代に伝承していく必要がある。

(2) その対策

文化協会をはじめとした文化団体の活動を支援するとともに、自主的な活動の支援を図る。また、COM100文化ホール自主事業など、住民が優れた芸術文化に広く触れる機会の提供に努めるとともに、拠点となる施設の維持と機能の充実に努める。

まちの歴史資料の収集と保存、展示による普及啓発により、まちの歴史と文化を次代に伝承する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等	芸術・文化活動事業 文化会館維持管理 文化会館改修	町	
	地域文化振興 施設	郷土資料保存事業 施設維持管理等		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

【美深町公共施設等総合管理計画及び個別計画における施設類型ごとの基本方針】

○施設類型：社会教育系施設

○施設名称：文化会館COM100、伝承遊学館

○基本方針：文化会館COM100は、施設整備、音響設備及び舞台設備の更新や修繕について計画的に実施する必要がある。伝承遊学館は老朽化が進んでおり、今後のあり方について検討を進める。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

豊かで美しい自然と農村環境を次代に引き継ぐためには、住民一人ひとりの環境保全への意識を高めるとともに、環境に配慮した省エネルギーや再生可能エネルギーの普及導入など、低炭素社会の構築に向けた取組が求められている。

(2) その対策

民間住宅等における省エネルギー設備の導入などの普及促進を図るとともに、導入可能な新エネルギーについて検討を進め、地域全体で二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努め、環境負荷の少ない低炭素社会の構築を推進する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

少子高齢化や都市部への人口流出が進み、人口減少・経済縮小が進む中、地域の特性をいかし、地域自らが考え行動することが求められており、将来のまちづくりを担う人材の育成、官民が連携してまちづくりを推進する体制の構築が必要である。

(2) その対策

行政サービスでは対応できない住民ニーズに対応するため、「びふかニューパブリック協議会」を設置し、住民・企業・団体・行政が共に担う新たな公共サービスを展開している。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		新しいまちづくりサービスの推進 【事業内容】 ニューパブリック協議会負担金 【必要性】 行政サービスでは対応できない住民ニーズに対応するため、新たな公共サービスの検討、実証、運営を行う 【効果】 住民が安心して暮らせる地域をつくる ことができる	協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、美深町公共施設等総合管理計画及び各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(４)過疎地域持続的 発展特別事業			当該施 策は地 域の持 続的発 展に資 するも のであ り、そ の効果 は将来 に及ぶ もので ある
	移住・定住	移住定住推進対策事業	町	
	地域間交流	地域支援対策事業	町	
		地域交流活動推進事業	町	
	人材育成	地域人材育成事業	町	
	その他	産学官連携活性化事業	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業			
	第１次産業	新規就農者等補助事業	町	
		農畜産物販路拡大ＰＲ事業	町	
	商工業	快適な住まいづくりと商工業振興事業	町	
		商店街活性化事業	町	
		商工業担い手支援事業	町	
	観光	観光ＰＲとイベント支援事業	町	
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(10)過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通	地域公共交通運行事業	町	
		恩根内駅維持管理事業	町	
		廃駅に伴う通学費用補助	町	
8 教育の振興	(４)過疎地域持続的 発展特別事業			
	生涯学習・スポーツ	冬季スポーツ事業の推進	町	
9 集落の整備	(２) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備	がんばる自治会支援事業	町	